

参考配布

平成 26 年 2 月 14 日

職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課

(担当) 課長 富田 望

主任中央需給調整事業指導官 鈴木 徹

課長補佐 富永 哲史

(電話) 03(5253)1111 (内線 5335、5744)

03(3502)5227 (夜 間)

派遣元事業主に対する労働者派遣事業改善命令について

標記について、東京労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、東京労働局が配布した資料です。



厚生労働省
東京労働局発表
平成26年2月14日

担	東京労働局需給調整事業部 需給調整事業第二課長 相内 勝昭 需給調整事業第二課長補佐 伊藤 慎吾 主任需給調整指導官 佐藤 千恵子
当	電話 03-3452-1474 FAX 03-3452-5361

テレビ番組制作会社への「二重派遣」を行政処分 ～派遣元事業主に対する労働者派遣事業改善命令について～

東京労働局（局長：伊岐 典子）は、労働者派遣法（※）に基づき、特定労働者派遣事業を営む事業主2社に対して、本日、下記のとおり同法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。
放送関連企業に対する労働者派遣法に基づく行政処分は、東京初である。

記

第1 改善命令を受けた事業主

- | | |
|------|---|
| 1 名称 | 株式会社ノアクリエイティブ（代表取締役 川澄 敏一） |
| 所在地 | 東京都品川区西五反田八丁目3番9号 |
| 届出番号 | 特13-310721（平成21年2月23日受理） |
| 処分内容 | 労働者派遣法第49条第1項に基づく改善命令
（改善命令の内容は第3のとおり） |
| 2 名称 | 株式会社ブレイズ（代表取締役 岡田 洋幸） |
| 所在地 | 東京都港区新橋五丁目13番6号 |
| 届出番号 | 特13-312719（平成22年5月6日受理） |
| 処分内容 | 労働者派遣法第49条第1項に基づく改善命令
（改善命令の内容は第3のとおり） |

第2 処分理由

株式会社ブレイズは、株式会社ノアクリエイティブに対する違法な労働者派遣を行い、さらに、株式会社ノアクリエイティブは、株式会社ブレイズから派遣された労働者を他のテレビ番組制作会社の指揮命令により就労させる、いわゆる二重派遣を行っていた。

これらの会社は「制作協力」と称する口頭だけの契約により、このいわゆる二重派遣を少なくとも平成24年5月1日から平成25年8月31日までの間行っていた。

第3 改善命令の内容

1 改善命令を受けた事業主は、労働者派遣法又は職業安定法に違反していないか総点検を行い、違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に速やかに是正すること。

なお、総点検にあたっては、特に下記事項について重点的に点検すること。

(1) 株式会社ノアクリエイティブにおいては、

- ①労働者派遣法第26条第1項(契約の内容等)
- ②同法第42条第1項及び第3項(派遣先管理台帳)
- ③職業安定法第44条(労働者供給事業の禁止)

(2) 株式会社ブレイズにおいては、

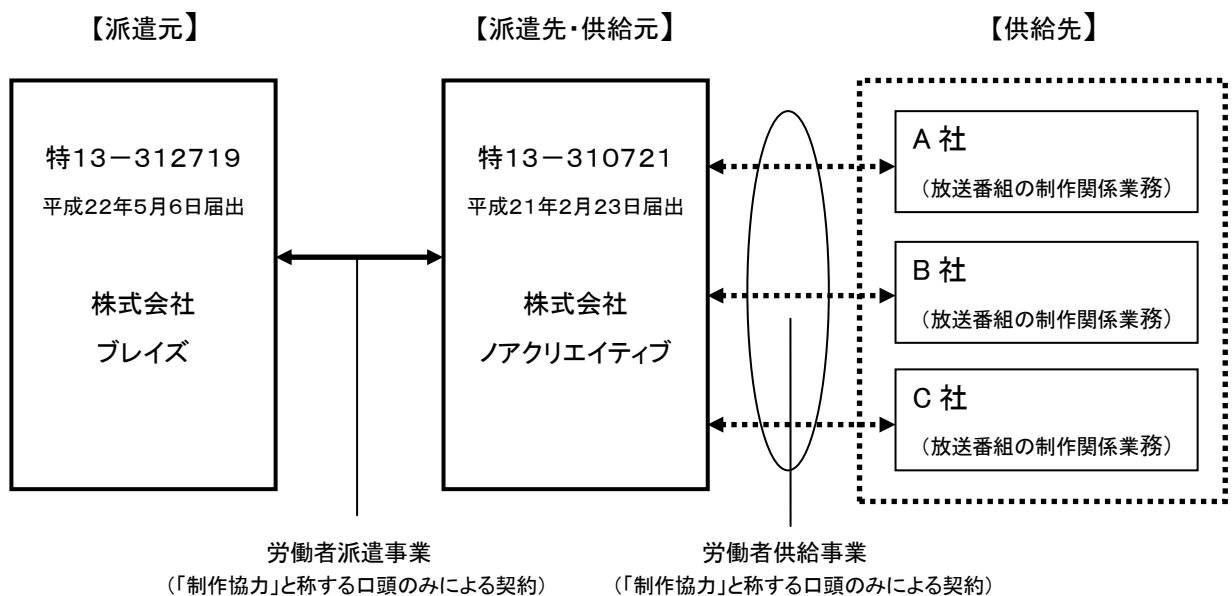
- ①労働者派遣法第26条第1項(契約の内容等)
- ②同法第32条第2項(派遣労働者であることの明示等)
- ③同法第34条第1項(就業条件等の明示)
- ④同法第35条(派遣先への通知)
- ⑤同法第37条第1項(派遣元管理台帳)
- ⑥職業安定法第44条(労働者供給事業の禁止)

2 上記1の事項に係る、労働者派遣法、職業安定法違反について、その発生の経過を明らかにした上で、原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。

3 労働者派遣法、職業安定法等、労働関係法令の理解の徹底を図るとともに、遵法体制の整備を図ること。

※労働者派遣法の関係条文は別添をご参照ください。

..... 事案の概要図



(別添)

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(抄)

(契約の内容等)

第二十六条第一項 労働者派遣契約(当事者の一方が相手方に対し労働者派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。)の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。

- 一 派遣労働者が従事する業務の内容
- 二 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所の名称及び所在地その他派遣就業の場所
- 三 労働者派遣の役務の提供を受ける者のために、就業中の派遣労働者を直接指揮命令する者に関する事項
- 四 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日
- 五 派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間
- 六 安全及び衛生に関する事項
- 七 派遣労働者から苦情の申出を受けた場合における当該申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 八 派遣労働者の新たな就業の機会の確保、派遣労働者に対する休業手当(労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第二十六条の規定により使用者が支払うべき手当をいう。第二十九条の二において同じ。)等の支払に要する費用を確保するための当該費用の負担に関する措置その他の労働者派遣契約の解除に当たつて講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項
- 九 労働者派遣契約が紹介予定派遣に係るものである場合にあつては、当該職業紹介により従事すべき業務の内容及び労働条件その他の当該紹介予定派遣に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

(派遣労働者であることの明示等)

第三十二条第二項 派遣元事業主は、その雇用する労働者であつて、派遣労働者として雇い入れた労働者以外のものを新たに労働者派遣の対象としようとするときは、あらかじめ、当該労働者にその旨(新たに紹介予定派遣の対象としようとする場合にあつては、その旨を含む。)を明示し、その同意を得なければならない。

(就業条件等の明示)

第三十四条第一項 派遣元事業主は、労働者派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明示しなければならない。

- 一 当該労働者派遣をしようとする旨
- 二 第二十六条第一項各号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項であつて当該派遣労働者に係るもの
- 三 第四十条の二第一項各号に掲げる業務以外の業務について労働者派遣をする場合にあつては、当該派遣労働者が従事する業務について派遣先が同項の規定に抵触することとなる最初の日

(派遣先への通知)

第三十五条 派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を派遣先に通知しなければならない。

- 一 当該労働者派遣に係る派遣労働者の氏名
- 二 当該労働者派遣に係る派遣労働者が期間を定めずに雇用する労働者であるか否かの別
- 三 当該労働者派遣に係る派遣労働者に関する健康保険法第三十九条第一項の規定による被保険者の資格の取得の確認、厚生年金保険法第十八条第一項の規定による被保険者の資格の取得の確認及び雇用保険法第九条第一項の規定による被保険者となつたことの確認の有無に関する事項であつて厚生労働省令で定めるもの

四 その他厚生労働省令で定める事項

2 派遣元事業主は、前項の規定による通知をした後に同項第二号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を当該派遣先に通知しなければならない。

(派遣元管理台帳)

第三十七条第一項 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣元管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 派遣先の氏名又は名称
- 二 事業所の所在地その他派遣就業の場所
- 三 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日
- 四 始業及び終業の時刻
- 五 従事する業務の種類
- 六 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 七 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、当該紹介予定派遣に関する事項
- 八 その他厚生労働省令で定める事項

(派遣先管理台帳)

第四十二条第一項 派遣先は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣先管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 派遣元事業主の氏名又は名称
- 二 派遣就業をした日
- 三 派遣就業をした日ごとの始業し、及び終業した時刻並びに休憩した時間
- 四 従事した業務の種類
- 五 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 六 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、当該紹介予定派遣に関する事項
- 七 その他厚生労働省令で定める事項

第四十二条第三項 派遣先は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項各号(第一号を除く。)に掲げる事項を派遣元事業主に通知しなければならない。

(改善命令等)

第四十九条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律(第二十三条第三項及

び第二十三条の二の規定を除く。)その他労働に関する法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 厚生労働大臣は、派遣先が第四条第三項の規定に違反している場合において、同項の規定に違反している派遣就業を継続させることが著しく不相当であると認めるときは、当該派遣先に労働者派遣をする派遣元事業主に対し、当該派遣就業に係る労働者派遣契約による労働者派遣の停止を命ずることができる。

(権限の委任)

第五十六条第一項 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

○職業安定法(抄)

(労働者供給事業の禁止)

第四十四条 何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。